

美容料金店頭表示基準の遵守状況調査結果

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課

1 調査方法

- (1) 調査期間 令和5年(2023年)10月1日～10月31日
- (2) 調査者 消費生活モニター
- (3) 調査内容 美容料金店頭表示基準の遵守状況
- (4) 調査店舗数 美容院 201店舗

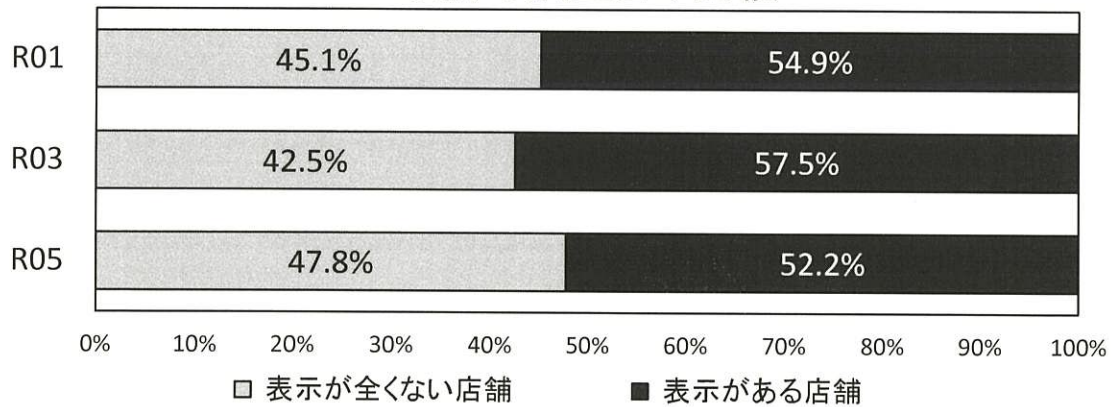
2 調査結果

全道的美容院における料金の店頭表示の有無等について、道の消費生活モニターにより調査を実施しました。

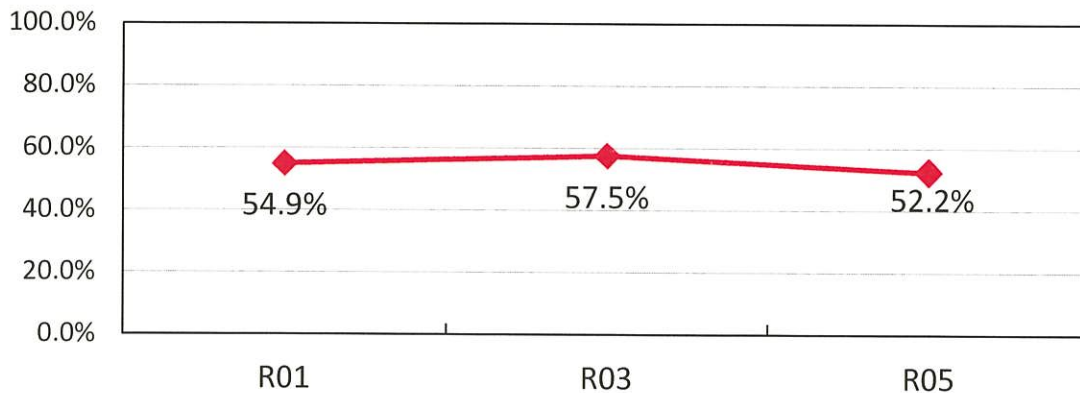
(1) 調査結果の概要

美容院における美容料金の店頭表示について調査を行ったところ、美容院203店舗のうち美容料金を店頭表示している店舗は105店舗(52.2%)で、全く表示していない店舗は96店舗(47.8%)でした。

以前の調査との比較



店頭表示率の推移



(2) 美容料金の店頭表示の状況

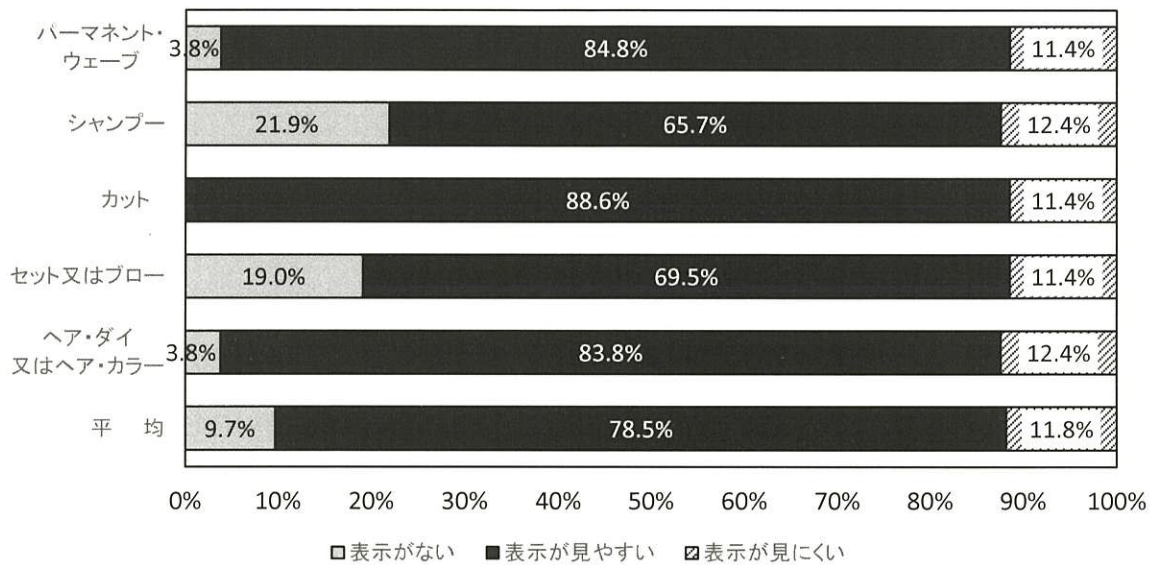
品目別の表示状況は、次のとおりです。

○ 表示がある店舗（105店舗）における品目別表示状況

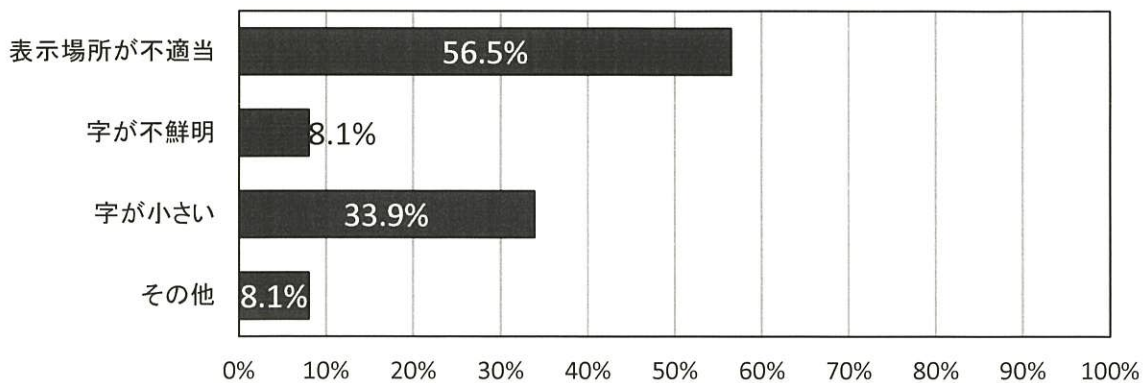
※ 表示率は四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

	表示がない	表示がある	表示が見やすい	表示が見にくい
パーマメント・ウェーブ	3.8%	96.2%	84.8%	11.4%
シャンプー	21.9%	78.1%	65.7%	12.4%
カット	0.0%	100.0%	88.6%	11.4%
セット又はブロー	19.0%	81.0%	69.5%	11.4%
ヘア・ダイ又はヘア・カラー	3.8%	96.2%	83.8%	12.4%
平均	9.7%	90.3%	78.5%	11.8%

表示がある店舗における品目別表示状況



表示が見えにくい理由(複数回答)



3 美容料金の店頭表示基準とは

消費者が美容院を利用する際、店舗に入ってからでないと料金がわからないのでは不都合を感じます。

そこで、道では、次の5項目について、あらかじめ金額がわかるように店頭など消費者が外から見やすいように表示することを義務づけています。

パーマネント・ウェーブ（パーマ）、シャンプー、カット、セット又はブロー、ヘア・ダイ又はヘア・カラー

美容料金の店頭表示基準

昭和50年11月5日
告示第3461号

改正 平成11年3月30日告示第504号

北海道道民生活安定条例（昭和49年北海道条例第37号）第25条の規定に基づき、美容料金の店頭表示基準を次のとおり定め、昭和51年1月20日から適用する。

美容料金の店頭表示基準

（適用範囲）

第1条 この基準は、美容業を営む者（美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項の規定により届け出をして美容所を開設した者をいう。以下「営業者」という。）に適用する。

（料金の店頭表示）

第2条 営業者は、美容所の店頭その他の施設の外部から見やすい箇所に、次に掲げる施術の料金を、一般消費者の見やすいように表示しなければならない。

- (1) パーマネント・ウェーブ
- (2) シャンプー
- (3) カット
- (4) セット又はブロー
- (5) ヘア・ダイ又はヘア・カラー

2 前項第1号の施術の料金の表示に当たっては、「パーマネント・ウェーブ」を「パーマ」と省略して表示することができる。

前文（抄）（平成11年3月30日告示第504号）
平成11年7月1日から施行する。

（注）北海道道民生活安定条例（昭和49年北海道条例第37号）は、北海道消費生活条例（平成11年北海道条例第43号）により全部改正されていますが、北海道消費生活条例附則第3項により、改正前の北海道道民生活安定条例第25条は、改正後の北海道消費生活条例第14条第1項の規定により定められた基準とみなすものとされています。

○美容料金の店頭表示基準(昭和50年11月5日 告示第3461号)

改正 平成11年3月30日告示第504号

北海道道民生活安定条例(昭和49年北海道条例第37号)第25条の規定に基づき、美容料金の店頭表示基準を次のとおり定め、昭和51年1月20日から適用する。

美容料金の店頭表示基準

(適用の範囲)

第1条 この基準は、美容業を営む者(美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項の規定により届け出をして美容所を開設した者をいう。以下「営業者」という。)に適用する。

(料金の店頭表示)

第2条 営業者は、美容所の店頭その他の施設の外部から見やすい箇所に、次に掲げる施術の料金を、一般消費者の見やすいように表示しなければならない。

- (1) パーマネント・ウエーブ
- (2) シャンプー
- (3) カット
- (4) セット又はブロー
- (5) ヘア・ダイ又はヘア・カラー

2 前項第1号の施術の料金の表示に当たっては、「パーマネント・ウエーブ」を「パーマ」と省略して表示することができる。

前 文(抄)(平成11年3月30日告示第504号)

平成11年7月1日から施行する。

北海道消費生活条例

(基準等の策定)

第14条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、道民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、事業者が供給する商品及び役務に係る適正な規格、表示等の基準又は標準を定めることができる。

2 知事は、前項の基準又は標準を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道消費生活審議会の意見を聴かなければならない。

(基準の遵守義務)

第15条 事業者は、前条第1項の規定により定められた基準を遵守しなければならない。

2 知事は、商品又は役務が前条第1項の規定により定められた基準に適合していないと認めるときは、当該商品又は役務を供給する事業者に対し、当該基準を遵守するよう勧告することができる。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道道民生活安定条例（以下「改正前の条例」という。）第10条第1項の規定により指定されている物資は、この条例による改正後の北海道消費生活条例（以下「改正後の条例」という。）第20条第1項の規定により指定された商品とみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第25条の規定により定められている基準は、改正後の条例第14条第1項の規定により定められた基準とみなす。